

令和4年5月 勝山市定例農業委員会

1. 開催日時 令和4年5月25日（水） 午後1時30分

2. 開催場所 勝山市役所 第2・3会議室

3. 出席委員 農業委員12名

会長	1番	松村 勘兵衛
会長職務代理	2番	辻 尊志
農業委員	3番	北山 謙治
	4番	須見 則雄
	5番	山口 拓雄
	6番	山内 百合子
	7番	高野 忍
	8番	牧野 昌久
	9番	吉田 武博
	10番	滝本 和子
	11番	田中 政男
	12番	酒井 清泰

4. 審議内容・結果

議案番号	議案名	審議結果
議案第8号	農地法第4条第1項の規定による許可申請意見について	可決
議案第9号	農地法第5条第1項の規定による許可申請意見について	可決
議案第10号	現況証明願いについて	可決

- (報告事項) ・ 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
・ 農地法第18条第6項の規定による通知について

5. 農業委員会事務局

事務局長	鳥山 健一
係長	川村 聖市
書記	土井 仁美

6.議事

事務局長

ただいまから、令和4年5月定例農業委員会を開催いたします。
それでは、松村会長よりごあいさつを申し上げます。

松村会長

(会長あいさつ)

本日の日程ですが、次第に基づき定例農業委員会の審議を行います。
また、「新型コロナウイルス感染防止対策下の会議等の開催について」に基づき、会議を開催いたします。
委員各位には厳正な審議をお願いすることになりますが、遅くとも午後2時30分には終了していただく予定をしております。ご協力のほどよろしくお願いいたします。

事務局長

ありがとうございました。
では、会議規則により、会長が議長として議事進行をお願いいたします。

議長
(松村会長)

これより本日の会議に入ります。
事務局より5月分の経過報告を申し上げます。

事務局

(報告)

議長
(松村会長)

報告はお聞きのとおりです。ご意見、ご質問はありませんか。
ないようですので、本日の議事録署名委員を9番 吉田 武博委員、
10番 滝本 和子委員の両名にお願いします。
これより議事に入ります。

議長
(松村会長)

日程第1 議案第8号 農地法第4条第1項の規定による許可申請意見についてを議題とします。
事務局より説明願います。

事務局

(説明)

議長
(松村会長)

このことについて、現地確認をしていただいた委員から報告を願います。
山内委員より報告をお願いいたします。

山内委員

17日に毛屋町にて現地確認を行いました。住宅を建てるために市道等も作られておりまして、問題はありません。よろしくお願いいたします。

議長
(松村会長)

報告はお聞きのとおりです。
それでは審議に入ります。ご意見、ご質問はありませんか。
ないようですのでこれより採決いたします。
議案第8号は原案どおり「許可相当との意見を付して」承認することに異議ございませんか。

委員	異議なし
議長 (松村会長)	<p>それでは、議案第8号は、原案どおり「許可相当の意見を付して」承認することに決しました。</p> <p>続きまして、日程第2 議案第9号 農地法第5条第1項の規定による許可申請意見についてを議題とします。</p> <p>事務局より説明願います。</p>
事務局	(説明)
議長 (松村会長)	<p>このことについて、現地確認をしていただいた委員から報告を願います。</p> <p>①については高野委員より報告をお願いいたします。</p>
高野委員	<p>17日に現地確認を行いました。資料の4ページの写真を見ていただければ、お分かりの通り2、3年前までは耕作されていたような形跡はございますが、現在は放棄地のような形になっております。村の中にちょっと入るということで、宅地分譲といっても、今の時代、なかなか難しいものがございますし、373㎡を2区画に分けるということは、1区画がだいぶ小さな面積になるかと思えます。そういったことで、懸念される部分はございますが、許可の要件は満たしているということでございますし、また、関係者の同意もすべて得ているということでございますので、許可相当であると思えます。</p>
議長 (松村会長)	<p>ありがとうございました。</p> <p>②については山内委員より報告をお願いいたします。</p>
山内委員	<p>場所は元町のクリニックさんの隣で、現在この農地は何も作ってはおりません。その一部で薬局の建築をされるということです。場所的にも適している場所かなと思います。どうぞよろしくをお願いいたします。</p>
議長 (松村会長)	<p>ありがとうございました。</p> <p>③については吉田委員より報告をお願いいたします。</p>
吉田委員	<p>先日、現地確認に行っまいりました。事務局からも説明のあった通り、(この場所は)4月に一度、議案に掛けておりまして、いろいろ内容のことで、話があっちこっち行って、バタバタしておりましたが、農地転用の許可申請案件として、再度確認をまいりました。既に倉庫が建っておりまして、この部分について許可がなされていなかったということで、改めて、申請を行いましたので、農業委員会での審議をお願いします。</p>
議長 (松村会長)	<p>ありがとうございました。</p> <p>報告はお聞きのとおりです。それでは審議に入ります。ご意見、ご質問はありますか。</p>

田中委員 1番ですが、不動産会社が地域に入ること、区長さんや地域の方の了解は得ているのですか。特に県外の業者ですし、そういったところは大事だと思います。

事務局 区長さん、農家組合長さんとは、立ち合いを行いまして、同意を得ております。

田中委員 分かりました。
3番の件ですが、先月の議案で顛末書が出ておりましたが、こちらの件のことですね。

事務局 そうです。

議長
(松村会長) その他、ございませんか。
ないようですので、これより採決いたします。
議案第9号は原案どおり「許可相当との意見を付して」承認することに異議ございませんか。

委員 異議無し

議長
(松村会長) それでは、議案第9号は、原案どおり、「許可相当との意見を付して」承認することに決しました。
続きまして、日程第3 議案第10号 現況証明願いについてを議題とします。
事務局より説明願います。

事務局 (説明)

議長
(松村会長) このことについて、現地確認をしていただいた委員から報告を願います。
①については山内委員より報告をお願いいたします。

山内委員 猪野ですが、生垣となっております、その上は宅地であった形で、今は建物はないのですが、農地とは認められないと思いますので、よろしく願います。

議長
(松村会長) ありがとうございます。
②については吉田委員より報告をお願いいたします。

吉田委員 資料の写真を見ていただくと分かるように、現在は工場が建っておりまして、農地としては認められないと思われまますので、非農地の許可をお願いいたします。

議長
(松村会長) ありがとうございます。
報告はお聞きのとおりです。それでは審議に入ります。
ご意見、ご質問はありませんか。

牧野委員 1番ですが、資料の写真を見る限りでは、宅地とは認められないように思われます。次に2番ですが、この間の話でもありましたが、このような場所を税務課は農地として認めていたということですか。これはどうしたって農地ではないですよ。

事務局 今ほどの現況証明についてですが、こちらの土地は法務局の登記簿の地目が田や畑になっており、現況につきましては、宅地課税扱いになっております。今後、この土地を売買するにあたりまして、登記簿地目が田や畑のままでは、現況とも異なっておりますし、簡単に売買ができません。ですので、現況証明にて登記簿地目を農地以外の地目に変更し、売買したいということです。

牧野委員 2番は税務課は農地として判断しているのですか。

事務局 いえ、税務担当課は宅地として課税をしています。課税は宅地ですが、登記簿地目が農地になっております。

牧野委員 今回は、税務課の課税と合わせた地目を変更するために、申請があがってきたということでしょうか。

事務局 はい。おっしゃるとおりです。

牧野委員 今回ののは、税務課の課税地目と一緒になるということですね。分かりました。

議長
(松村会長) その他、ございませんか。
ないようですので、これより、採決いたします。
議案第10号は、原案どおり承認することに異議はございませんか。

委員 異議なし

議長
(松村会長) それでは、議案第10号については、原案どおり承認することに決しました。
次に、報告事項に入ります。
農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局から報告願います。

事務局 (報告)

議長
(松村会長) このことについて、ご意見、ご質問はありませんか。
ないようですので次に、農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局から報告願います。

事務局 (報告)

議長 (松村会長)	このことについてご意見、ご質問はありませんか。
吉田委員	こちらの農地は、いままで全然耕作されていなかったところなのですか。
事務局	いままでは農事組合法人さんが耕作されていました。
吉田委員	その時は水漏れ等なかったのですか。
事務局	耕作されていた時に水が漏れるということで、両者間で話し合いを行い、合意解約されています。
事務局	補足いたします。土地の所有者である貸付人の農地は高いところにありまして、そこで貸借人である農事組合法人が水稻をし、水を張っておりました。その農地の下の土地で別の方が畑をされているのですが、そこに貸付人の農地から水が漏れ出たことによって、畑をされている方が困っているということで、話し合いを行った結果、耕作をしないでおこうということで、今回解約をされております。貸付人自身は耕作の意志がございませんので、今後は、農業公社へ草刈りの委託を行って、管理していくと聞いております。
吉田委員	畑もしないということですか。
事務局	この場所については、何もしないと聞いております。
吉田委員	遊休農地になってしまうということですね。
事務局	畑なら問題がありませんので、畑をされる方がいればと思います。
議長 (松村会長)	農業法人が受けるとなると、畑は受けとってくれるところは少ないと思います。個人的に畑を作ってくださいの方がいいかなと思います。
吉田委員	そうですね。それか、麦とかソバとかそういったものを作ってくれるといいのですが。
議長 (松村会長)	その他ありませんか。 ではその他に入ります。最適化活動の推進について事務局よりお願いします。
事務局	(説明) (質疑応答)

議長
(松村会長)

次に、耕作放棄地プロジェクトについて事務局よりお願いします。

事務局

(報告)

(質疑応答)

事務局

先月の定例会にて委員より質問のありました、登記簿地目と現況地目が異なっているものがどれだけあるのかということで、データを作成しましたので、配布いたします。

(質疑応答)

議長
(松村会長)

最後に、次回の定例農業委員会の開催について、事務局より説明願います。

事務局

今回は、6月24日(金) 午後1時30分から、開催予定としております。

議長
(松村会長)

以上で5月定例農業委員会の全体会議が終了いたしましたので、閉会のことばを職務代理が申し上げます。

辻職務代理

閉会の言葉